

## 地下鉄短信(第419号) 令和元年8月2日発行

編集 (一社)日本地下鉄協会 責任者 川村 廣 栄

電話 03-5577-5182(代) FAX 03-5577-5187



### 記事 ○ 令和2年度予算に係る「地下鉄事業」に関する要望活動の実施

国の令和2年度予算に係る概算要求を控え、7月31日(水)に、日本地下鉄協会として「令和2年度予算に係る『地下鉄事業』に関する要望」を、当協会の高島会長(福岡市長)ほか、国土交通省、総務省及び環境省に対して行いました。

#### 【国土交通省への要望】

国土交通省では、高島宗一郎会長、波多野 肇専務理事ほか、石井国土交通大臣など三役のほか、藤田耕三事務次官、藤井直樹国土交通審議官や鉄道局の水嶋 智局長、寺田吉道次長、日笠 弥三郎審議官、江口秀二技術審議官、吉田都市鉄道政策課長等に「地下高速鉄道事業に係る補助金総額の確保」及び「バリアフリー対策の強化」や「国土強靱化対策の充実」等現下の喫緊の課題等に加え、「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備」に係る補助事業の継続実施等について、また、田端観光庁長官に対しは「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」や「公共交通利用環境の革新等事業」などインバウンド対策の推進等のための補助金の確保等の重点事項について要望しました。



寺田鉄道局次長と面談



田端観光庁長官と面談

#### 【総務省への要望】

総務省では、高島会長、波多野 肇専務理事ほか、石田総務大臣など三役のほか、黒田武一郎総務審議官、内藤尚志自治財政局長、沖部 望公営企業担当審議官、前田一浩財政制度・財務担当審議官などに「補償金なし繰上償還制度の創設」や「企業債発行償還条件の改善」などに加え、「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業」及び「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に係る繰出基準の創設、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業を防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債の対象にすることなど重点事項について要望しました。



黒田総務審議官と面談



沖部公営企業担当審議官と面談

### 【環境省への要望】

また、環境省に対しては、波多野 肇専務理事、重光知明理事(福岡市交通事業管理者)ほか  
が、鎌形浩史事務次官、近藤智洋地球環境局長、同局の奥山祐矢地球温暖化対策課長、相澤寛史  
地球温暖化対策事業室長などに「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備」に係る  
補助事業の継続実施や「既存建物省等の省 CO2 改修支援事業」の補助対象の拡大等などについて  
要望しました。



奥山地球温暖化対策課長と面談

当協会としましては、国の令和2年度予算に係る概算要求を控え、4月に開催致しました  
「国交省、総務省との情報交換会議」でのご意見・要望を踏まえつつ、今回の要望活動をはじ  
め、今後与党に対しても、要望活動を行っていくこととしておりますので、要望事項実現のため、  
会員各位の更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

なお、要望書は、別添添付資料のとおりです。

### 令和元年度「道路ふれあい月間」推進標語入選作品

#### 優秀賞【一般の部】

「新しい 時代の風を 運ぶ道」

なかしずか のりお  
中 静 憲夫さん (新潟県 長岡市)

(注) 必要に応じ、社内へ転送、回覧などをお願いします。

配信先を変更又は追加を希望する場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

また、本短信について、是非ご意見をお寄せ下さい。

連絡先: kawamura@jametro.or.jp

「地下鉄」事業に関する

# 要 望 書

(令和2年度予算)

令和 元 年 7 月

一般社団法人 日本地下鉄協会

# 一般社団法人 日本地下鉄協会

会 長 (福 岡 市 長) 高 島 宗一郎

副会長 (東京地下鉄株式会社社長) 山 村 明 義

副会長 (大阪市高速電気軌道株式会社社長) 河 井 英 明

副会長 (東武鉄道株式会社社長) 根 津 嘉 澄

## 普通会員鉄道事業者

東京地下鉄(株)	阪神電気鉄道(株)
東京都	京浜急行電鉄(株)
大阪市高速電気軌道(株)	近畿日本鉄道(株)
名古屋市	京阪電気鉄道(株)
札幌市	名古屋鉄道(株)
横浜市	京王電鉄(株)
神戸市	西武鉄道(株)
京都市	山陽電気鉄道(株)
福岡市	北大阪急行電鉄(株)
仙台市	神戸電鉄(株)
東日本旅客鉄道(株)	北総鉄道(株)
東京急行電鉄(株)	埼玉高速鉄道(株)
小田急電鉄(株)	広島高速交通(株)
阪急電鉄(株)	東葉高速鉄道(株)
東武鉄道(株)	横浜高速鉄道(株)
京成電鉄(株)	大阪港トランスポートシステム

以上 32 事業者

# 要 望 書

地下鉄の建設・整備とその運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地下鉄は、わが国で90年を超える歴史を有しており、今日では、大都市における基幹的交通機関として、安全、安心で快適な輸送サービスを提供し、人とまちと暮らしを支えるとともに、道路混雑の緩和やCO<sub>2</sub>の排出削減等地球温暖化対策にも貢献しております。

しかしながら、施設の老朽化や地震、激甚化する自然災害等への対応に加え、急増する訪日外国人の地下鉄利用に対する環境整備や、高齢化社会の進展等に対応する更なるバリアフリー化の推進など、課題は山積しており、地下鉄の経営環境は、引き続き厳しい状況にあります。

つきましては、地下鉄整備・運営の喫緊の課題への対応と地下鉄経営の健全化を推進するため、国の令和2年度予算等において、別記事項を実現賜りますよう特段のご高配をお願い申し上げます。

## 要 望 事 項 一 覧

- I. 地下高速鉄道事業に係る補助金総額の確保と財政措置の拡充
- II. 「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業」等に係る補助金総額の確保と財政措置の充実
- III. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化のための財政措置の拡充
- IV. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置の充実

# I. 地下高速鉄道事業に係る補助金総額の確保と 財政措置の拡充

(国土交通省、総務省)

1. 地下鉄を含む都市鉄道は、公共交通ネットワークを拡充し、都市の国際競争力を強化していく上で、その重要性が年々増大しており、着実かつ円滑な整備推進を図るため、予算の重点配分により、補助金の必要総額を確保すること。

2. 地下高速鉄道整備事業費補助制度について、バリアフリー対策、国土強靱化対策等現下の喫緊の課題を踏まえ、次の事項の実現を図ること。

(1) 次の鉄道施設の整備について、補助金の必要総額を確保すること。

- ① 地下鉄ネットワークの充実 (福岡市七隈線の延伸)
- ② 列車遅延の防止や列車運行円滑化のための駅の大規模改良 (泉岳寺駅、木場駅等の列車遅延対策等の推進)
- ③ トンネル、高架橋、駅等の耐震対策 (国土強靱化対策の充実)
- ④ 河川の氾濫や津波、高潮等に伴う浸水対策 (国土強靱化対策の充実)
- ⑤ ホームドア等の新設、増設 (バリアフリー対策の強化)
- ⑥ 高齢者や障がい者等のためのエレベーター等の新設、増設 (バリアフリー対策の強化)

(2) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る予算の充実・強化

トンネル、高架橋、駅等の耐震対策及び浸水対策に係る補助制度の充実と必要総額の確保を図るとともに、地方交付税を含む所要の財政措置を講ずること。

(3) 移動等円滑化基準の改定を踏まえ、複数のバリアフリールート確保、エレベーターの大型化等及びホームと車両の段差等解消工事に係る補助制度の充実を図ること。

3. 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、「公共交通利用環境の革新等事業」に係る整備事業などの予算の必要総額の確保と拡充・強化を図ること。

(インバウンド対策の推進)

① 補助金の必要総額の確保

② 補助金申請手続きの簡素化及び交付決定の早期化を図ること

③ 複数年度事業など補助要件の緩和

4. 次の事業について、新たに補助対象とするとともに、  
所要の財政措置を講ずること。

- ① 安全・防災対策のために必要な車両、変電設備や保安装置の  
改修・更新
- ② 長寿命化に資する施設・設備の改良工事

5. 現在国のみが実施している「補助対象事業費に90%を  
乗じる」措置を見直し、地方公共団体と同額の補助とする  
こと。

6. 新型ホームドア等が、安全かつ低コストで整備可能となる  
ようホームドア等の技術開発を促進すること。

## Ⅱ. 「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業」等に係る補助金総額の確保と財政措置の充実 (鉄道在省エネ化事業の充実)

(環境省、国土交通省、総務省)

1. 「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業」等については、低炭素社会の実現に向けて極めて重要な事業であることから、引き続き補助事業を実施し、次の事項の措置を講ずること。

(1) 「鉄軌道輸送システムのネットワーク型低炭素化促進事業」について

- ① 「車両の省エネ化に資する設備導入促進事業」について
  - (a) 補助金総額の増額を図るとともに、複数年度継続事業の実施期間の延長(2年から3年に)を図ること
  - (b) 新造車両について、対象設備の要件を緩和すること
  - (c) 公営交通事業者及び大阪市高速電気軌道株が実施する既存車両照明のLED化及び空調改修工事を補助対象とすること
  - (d) 公営交通事業者等が行うVVVF(IGBT(IM))導入についても、補助対象とすること

② 「回生電力の有効活用に資する設備導入促進事業」について

複数年度継続事業について、2年目以降の採択から交付決定までの間の工事施工を認めるとともに、その間の工事費についても、補助対象とすること

(2) 「既存建築物等の省 CO<sub>2</sub> 改修支援事業」について

鉄道事業者が行う鉄道施設等の省エネ化改修工事についても、既存建築物の省 CO<sub>2</sub> 改修支援事業の補助対象とすること。

また、上記(1)、(2)に関し、下記の事項の実現を図ること。

- ① 補助率を 1/3 から 1/2 に引き上げるとともに、補助金の必要総額を確保すること
- ② 補助金の交付決定時期の早期化を図ること
- ③ 事業実施に不可欠な範囲の既存施設撤去費用を補助対象とすること

2. 地下鉄事業に係る省エネ化を促進するため、「省エネ型施設設備」及び「省エネ型システム」の導入に係る施設・設備について、補助対象にするとともに、所要の財政措置を講ずること。

- ① リニアモーター駆動システム及びリンク式操舵台車の新設・改良
- ② ATO 運転装置等の新設・改良

### Ⅲ. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化のための財政措置の拡充

(総務省)

#### 1. 公的資金の高金利企業債の繰上償還

公的資金の金利4%以上の企業債の残債については、全額を対象とする補償金なし繰上償還制度を創設すること。

#### 2. 公営地下高速鉄道事業の特例債制度

再特例債制度(平成25～令和4年度)により発行の特例債の利子に対する新たな財政措置を講ずること。

#### 3. 企業債の発行償還条件の改善

企業債の金利について、地方公共団体金融機構資金についても、財政融資資金同様、償還年限40年を固定金利に設定すること。

#### 4. 資本費負担緩和債及び資本費平準化債

- (1) 発行限度額及び発行許可の要件緩和と、利払いに対する所要の財政措置を講ずること。
- (2) 公的資金の借入れも可能になるよう措置すること。

## IV. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置の充実

(総務省)

1. 交通事業への一般会計の負担金、補助金及び出資金について、地方交付税及びその他の交付金等による十分な財政措置を講ずること。

2. 特に、地下鉄事業における新線建設及び耐震対策、バリアフリー化等に係る大規模改良工事に対する出資金及び補助金について、従来と同様な制度を構築し、適切な財政措置を図ること。

3. 「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業」(鉄軌道輸送システムのネットワーク型低炭素化促進事業等)について、一般会計からの補助が受けられるよう、繰出基準の対象とすること。

4. 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」及び「公共交通利用環境の革新等事業」について、一般会計からの補助を受け入れられるよう、繰出基準の対象とすること。

5. 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき公営企業が実施する事業について、政策の一貫性に鑑み、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の対象とすること。

「地下鉄」事業に関する

# 要 望 書

(令和2年度予算)

令和 元 年 7 月

一般社団法人 日本地下鉄協会

# 一般社団法人 日本地下鉄協会

会 長 (福 岡 市 長) 高 島 宗一郎

副会長 (東京地下鉄株式会社社長) 山 村 明 義

副会長 (大阪市高速電気軌道株式会社社長) 河 井 英 明

副会長 (東武鉄道株式会社社長) 根 津 嘉 澄

## 普通会員鉄道事業者

東京地下鉄(株)	阪神電気鉄道(株)
東京都	京浜急行電鉄(株)
大阪市高速電気軌道(株)	近畿日本鉄道(株)
名古屋市	京阪電気鉄道(株)
札幌市	名古屋鉄道(株)
横浜市	京王電鉄(株)
神戸市	西武鉄道(株)
京都市	山陽電気鉄道(株)
福岡市	北大阪急行電鉄(株)
仙台市	神戸電鉄(株)
東日本旅客鉄道(株)	北総鉄道(株)
東京急行電鉄(株)	埼玉高速鉄道(株)
小田急電鉄(株)	広島高速交通(株)
阪急電鉄(株)	東葉高速鉄道(株)
東武鉄道(株)	横浜高速鉄道(株)
京成電鉄(株)	大阪港トランスポートシステム

以上 32 事業者

# 要 望 書

地下鉄の建設・整備とその運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地下鉄は、わが国で90年を超える歴史を有しており、今日では、大都市における基幹的交通機関として、安全、安心で快適な輸送サービスを提供し、人とまちと暮らしを支えるとともに、道路混雑の緩和やCO<sub>2</sub>の排出削減等地球温暖化対策にも貢献しております。

しかしながら、施設の老朽化や地震、激甚化する自然災害等への対応に加え、急増する訪日外国人の地下鉄利用に対する環境整備や、高齢化社会の進展等に対応する更なるバリアフリー化の推進など、課題は山積しており、地下鉄の経営環境は、引き続き厳しい状況にあります。

つきましては、地下鉄整備・運営の喫緊の課題への対応と地下鉄経営の健全化を推進するため、国の令和2年度予算等において、別記事項を実現賜りますよう特段のご高配をお願い申し上げます。

## 要 望 事 項 一 覧

- I. 地下高速鉄道事業に係る補助金総額の確保と財政措置の拡充
- II. 「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業」等に係る補助金総額の確保と財政措置の充実
- III. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化のための財政措置の拡充
- IV. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置の充実

# I. 地下高速鉄道事業に係る補助金総額の確保と 財政措置の拡充

(国土交通省、総務省)

1. 地下鉄を含む都市鉄道は、公共交通ネットワークを拡充し、都市の国際競争力を強化していく上で、その重要性が年々増大しており、着実かつ円滑な整備推進を図るため、予算の重点配分により、補助金の必要総額を確保すること。

2. 地下高速鉄道整備事業費補助制度について、バリアフリー対策、国土強靱化対策等現下の喫緊の課題を踏まえ、次の事項の実現を図ること。

(1) 次の鉄道施設の整備について、補助金の必要総額を確保すること。

① 地下鉄ネットワークの充実 (福岡市七隈線の延伸)

② 列車遅延の防止や列車運行円滑化のための駅の大規模改良  
(泉岳寺駅、木場駅等の列車遅延対策等の推進)

③ トンネル、高架橋、駅等の耐震対策  
(国土強靱化対策の充実)

④ 河川の氾濫や津波、高潮等に伴う浸水対策  
(国土強靱化対策の充実)

⑤ ホームドア等の新設、増設 (バリアフリー対策の強化)

⑥ 高齢者や障がい者等のためのエレベーター等の新設、増設  
(バリアフリー対策の強化)

(2) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る予算の充実・強化

トンネル、高架橋、駅等の耐震対策及び浸水対策に係る補助制度の充実と必要総額の確保を図るとともに、地方交付税を含む所要の財政措置を講ずること。

(3) 移動等円滑化基準の改定を踏まえ、複数のバリアフリールート確保、エレベーターの大型化等及びホームと車両の段差等解消工事に係る補助制度の充実を図ること。

3. 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、「公共交通利用環境の革新等事業」に係る整備事業などの予算の必要総額の確保と拡充・強化を図ること。

(インバウンド対策の推進)

① 補助金の必要総額の確保

② 補助金申請手続きの簡素化及び交付決定の早期化を図ること

③ 複数年度事業など補助要件の緩和

4. 次の事業について、新たに補助対象とするとともに、  
所要の財政措置を講ずること。

- ① 安全・防災対策のために必要な車両、変電設備や保安装置の  
改修・更新
- ② 長寿命化に資する施設・設備の改良工事

5. 現在国のみが実施している「補助対象事業費に90%を  
乗じる」措置を見直し、地方公共団体と同額の補助とする  
こと。

6. 新型ホームドア等が、安全かつ低コストで整備可能となる  
ようホームドア等の技術開発を促進すること。

## Ⅱ. 「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業」等に係る補助金総額の確保と財政措置の充実 (鉄道の省エネ化事業の充実)

(環境省、国土交通省、総務省)

1. 「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業」等については、低炭素社会の実現に向けて極めて重要な事業であることから、引き続き補助事業を実施し、次の事項の措置を講ずること。

(1) 「鉄軌道輸送システムのネットワーク型低炭素化促進事業」について

- ① 「車両の省エネ化に資する設備導入促進事業」について
  - (a) 補助金総額の増額を図るとともに、複数年度継続事業の実施期間の延長(2年から3年に)を図ること
  - (b) 新造車両について、対象設備の要件を緩和すること
  - (c) 公営交通事業者及び大阪市高速電気軌道株が実施する既存車両照明のLED化及び空調改修工事を補助対象とすること
  - (d) 公営交通事業者等が行うVVVF(IGBT(IM))導入についても、補助対象とすること

② 「回生電力の有効活用に資する設備導入促進事業」について

複数年度継続事業について、2年目以降の採択から交付決定までの間の工事施工を認めるとともに、その間の工事費についても、補助対象とすること

(2) 「既存建築物等の省 CO<sub>2</sub> 改修支援事業」について

鉄道事業者が行う鉄道施設等の省エネ化改修工事についても、既存建築物の省 CO<sub>2</sub> 改修支援事業の補助対象とすること。

また、上記(1)、(2)に関し、下記の事項の実現を図ること。

- ① 補助率を 1/3 から 1/2 に引き上げるとともに、補助金の必要総額を確保すること
- ② 補助金の交付決定時期の早期化を図ること
- ③ 事業実施に不可欠な範囲の既存施設撤去費用を補助対象とすること

2. 地下鉄事業に係る省エネ化を促進するため、「省エネ型施設設備」及び「省エネ型システム」の導入に係る施設・設備について、補助対象にするとともに、所要の財政措置を講ずること。

- ① リニアモーター駆動システム及びリンク式操舵台車の新設・改良
- ② ATO 運転装置等の新設・改良

### Ⅲ. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化のための財政措置の拡充

(総務省)

#### 1. 公的資金の高金利企業債の繰上償還

公的資金の金利4%以上の企業債の残債については、全額を対象とする補償金なし繰上償還制度を創設すること。

#### 2. 公営地下高速鉄道事業の特例債制度

再特例債制度(平成25～令和4年度)により発行の特例債の利子に対する新たな財政措置を講ずること。

#### 3. 企業債の発行償還条件の改善

企業債の金利について、地方公共団体金融機構資金についても、財政融資資金同様、償還年限40年を固定金利に設定すること。

#### 4. 資本費負担緩和債及び資本費平準化債

- (1) 発行限度額及び発行許可の要件緩和と、利払いに対する所要の財政措置を講ずること。
- (2) 公的資金の借入れも可能になるよう措置すること。

## IV. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置の充実

(総務省)

1. 交通事業への一般会計の負担金、補助金及び出資金について、地方交付税及びその他の交付金等による十分な財政措置を講ずること。

2. 特に、地下鉄事業における新線建設及び耐震対策、バリアフリー化等に係る大規模改良工事に対する出資金及び補助金について、従来と同様な制度を構築し、適切な財政措置を図ること。

3. 「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業」(鉄軌道輸送システムのネットワーク型低炭素化促進事業等)について、一般会計からの補助が受けられるよう、繰出基準の対象とすること。

4. 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」及び「公共交通利用環境の革新等事業」について、一般会計からの補助を受け入れられるよう、繰出基準の対象とすること。

5. 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき公営企業が実施する事業について、政策の一貫性に鑑み、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の対象とすること。